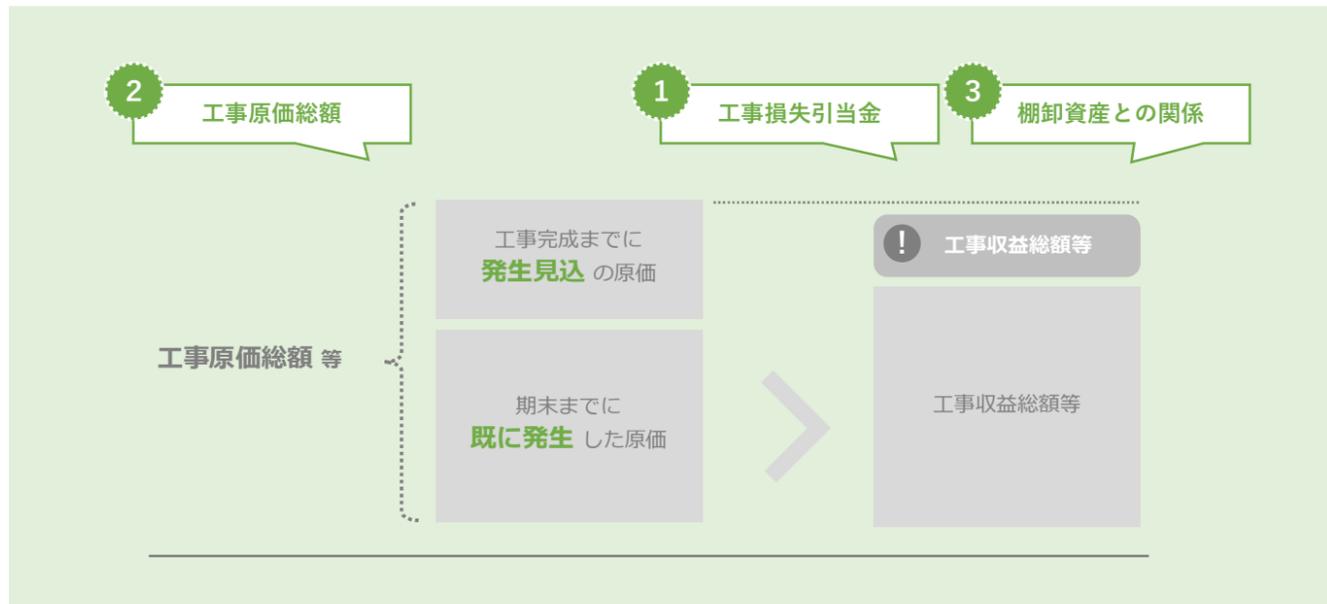


【全体概要図】

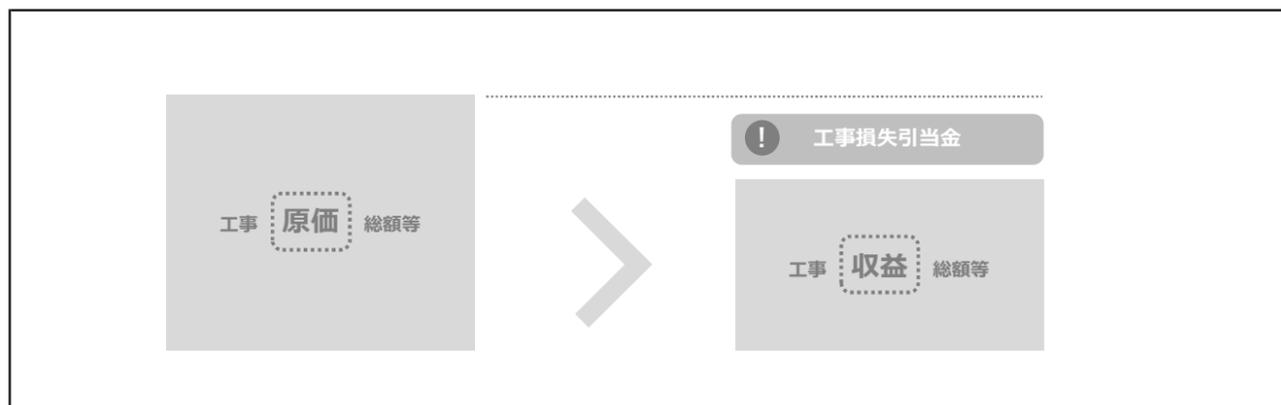


1 工事損失引当金とは

⇒ 工事損失引当金とは、工事契約において、最終着地が赤字となることが予想される場合に計上する引当金である。これを会計上の定義に従えば、見積もられる工事原価総額や販売直接経費の合計が工事収益総額を上回ると予想され、且つ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する引当金をいう。

引当金の計算方法について、原価総額が収益総額を超過する額から、既に計上された損益を差し引いた残額に損失及び引当金を計上する。要するに、赤字見込み額に対して引当金を計上することになるが、工事進行基準（※）を適用しているような場合には、既に計上した損益があるため、その部分は控除するという意味である。このように、工事損失引当金は対象案件が、工事完成基準、工事進行基準のいずれによっていたとしても適用されることとなる点には注意が必要である。

※ 本稿作成時点現在、工事契約会計基準は廃止され、収益認識基準が適用されているが、本稿では解説の便宜のため工事進行基準という表現を行っている。



2 工事原価総額の範囲

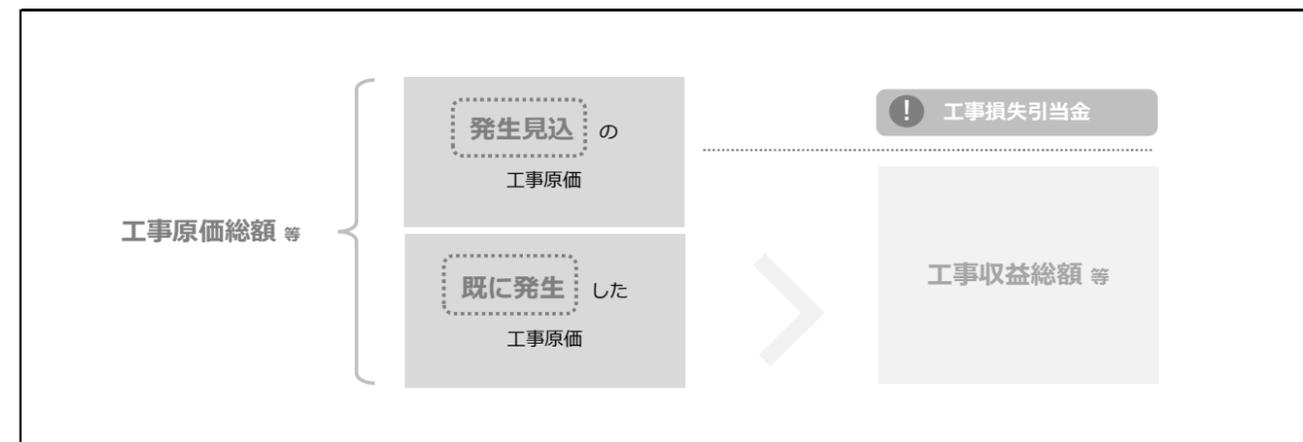
⇒ 工事収益総額等については、多くの場合は契約金額（受注金額）を用いることが多いが、工事原価総額等については各社での配賦や集計が必要となる。工事原価総額等の把握について、以下の点に注意が必要である。

(1) 原価計算との関係

⇒ 工事損失引当金における工事原価とは、材料費、労務費、経費（外注費含む）を対象としており、原価計算を行った数値を前提としているため、原則として、間接費の配賦計算等が行われた後の個別原価計算結果を用いる必要がある。

(2) 実行予算との関係

⇒ 工事損失引当金では、期末（引当金を計上するタイミング）で既に発生した原価だけではなく、工事完了までに発生する原価も反映させた実行予算数値を用いる必要がある。



3 工事損失引当金と未成工事支出金との関係

⇒ 工事によっては、工事損失引当金の計上対象案件で未成工事支出金等の棚卸資産勘定が計上されている可能性もある。この場合の工事損失引当金の取扱いについて、棚卸資産と引当金を相殺して表示する場合と、両建てで表示する場合の両方が認められている。いずれの方法を採用したとしても、注記による補足が求められる点には注意が必要である。

(1) 総額表示の例 前提：棚卸資産200円、引当金100円

資産の部	…	未成工事支出金	200円
負債の部	…	工事損失引当金	△100円

(2) 純額表示の例 前提：棚卸資産200円、引当金100円

資産の部	…	未成工事支出金	100円
------	---	---------	------

